# 泉大津市議会令和７年第１回定例会会議事項

（そ　の　２）

（令和７年３月 21 日）

# 会　　議　　事　　項


| 種　別 | 番　号 | 事　　件　　名 | ページ |
|---|---|---|---|
| 議　案 | ３７ | 教育委員会委員の任命について同意を求める件 | 3 |
| 同 | ３８ | 教育委員会教育長の任命について同意を求める件 | 5 |
| 同 | ３９ | 副市長の選任について同意を求める件 | 7 |
| 同 | ４０ | 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件 | 9 |
| 同 | ４１ | 令和６年度泉大津市一般会計補正予算の件 | １９ |

議案第３７号

# 教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を泉大津市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、市議会の同意を求める。

令和７年３月２１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

氏　　名　　奥　　健　一　郎

理　由

本市教育委員会委員奥健一郎氏は、令和７年３月３１日をもって任期満了となるので、その後任を任命する必要がある。

議案第３８号

# 教育委員会教育長の任命について同意を求める件

次の者を泉大津市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により、市議会の同意を求める。

令和７年３月２１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

氏　　名　　竹　内　　悟

理　由

本市教育委員会教育長竹内悟氏は、令和７年３月３１日をもって任期満了となるので、その後任を任命する必要がある。

議案第３９号

# 副市長の選任について同意を求める件

次の者を泉大津市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６２条の規定により、市議会の同意を求める。

令和７年３月２１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

氏　　名　　重　里　　紀　明

理　由

本市副市長重里紀明氏は、令和７年３月３１日をもって任期満了となるので、その後任を選任する必要がある。

議案第４０号

# 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和７年３月２１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

特別職の職員の給料及び退職手当について、期間を限定して減額するため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

# 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員の給与に関する条例（昭和３６年泉大津市条例第９号）の一部を次のように改正する。

附則に次の５項を加える。

２８　令和７年４月１日から令和１１年１月１２日までの間における各月分の給料を計算する場合にあっては、別表中「８９０，０００円」とあるのは「８０１，０００円」と、「７９０，０００円」とあるのは「７１１，０００円」と、それぞれ読み替える。

２９　令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの間における各月分の給料を計算する場合にあっては、別表中「７００，０００円」とあるのは「６６５，０００円」と読み替える。

３０　令和７年１月１３日から令和１１年１月１２日までの間に市長である者の同期間に係る退職手当を計算する場合にあっては、第５条中「１００分の３０」とあるのは「１００分の１２」と読み替える。

３１　令和７年４月１日から令和１１年３月３１日までの間に副市長である者の同期間に係る退職手当を計算する場合にあっては、別表中「７９０，０００円」とあるのは「７１１，０００円」と、第５条中「１００分の２０」とあるのは「１００分の８」と、それぞれ読み替える。

３２　令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの間に教育長である者の同期間に係る退職手当を計算する場合にあっては、別表中「７００，０００円」とあるのは「６６５，０００円」と、第５条中「１００分の１５」とあるのは「１００分の１０．５」と、それぞれ読み替える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参　考）

# 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、特別職の職員の給料及び退職手当について、期間を限定して減額するため、所要の改正を行うものであること。

１　改正内容

⑴　給料の特例（附則第２８項及び第２９項関係）

ア　特例措置

給料の減額

| 区　分 | 特例期間中の給料月額 | 本来の給料月額 | 減額率 |
|---|---|---|---|
| 市　長 | ８０１，０００円 | ８９０，０００円 | １割 |
| 副市長 | ７１１，０００円 | ７９０，０００円 | １割 |
| 教育長 | ６６５，０００円 | ７００，０００円 | ０．５割 |

イ　特例期間

給料を減額する特例期間については、市長及び副市長にあっては令和７年４月１日から令和１１年１月１２日まで、教育長にあっては令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの期間とするものであること。

⑵　退職手当の特例（附則第３０項から第３２項まで関係）

ア　特例措置

退職手当の減額（算定の基礎となる給料月額は減額後のもの）

| 区　分 | 特例期間中の割合 | 本来の割合 | 減額率 |
|---|---|---|---|
| 市　長 | １００分の１２ | １００分の３０ | ６割 |
| 副市長 | １００分の８ | １００分の２０ | ６割 |
| 教育長 | １００分の１０．５ | １００分の１５ | ３割 |

イ　特例期間

退職手当を減額する特例期間については、市長にあっては令和７年１月１３日から令和１１年１月１２日まで、副市長にあっては令和７年４月１日から令和１１年３月３１日まで、教育長にあっては令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの期間とするものであること。

２　施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

# 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

| 改　正　案 | 現　行 |
| --- | --- |
| 附　則<br>１～２７　（略）<br>２８　令和７年４月１日から令和１１年１月１２日までの間における各月分の給料を計算する場合にあっては、別表中「８９０，０００円」とあるのは「８０１，０００円」と、「７９０，０００円」とあるのは「７１１，０００円」と、それぞれ読み替える。<br>２９　令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの間における各月分の給料を計算する場合にあっては、別表中「７００，０００円」とあるのは「６６５，０００円」と読み替える。<br>３０　令和７年１月１３日から令和１１年１月１２日までの間に市長である者の同期間に係る退職手当を計算する場合にあっては、第５条中「１００分の３０」とあるのは「１００分の１２」と読み替える。<br>３１　令和７年４月１日から令和１１年３月３１日までの間に副市長である者の同期間に係る退職手当を計算する場合にあっては、別表中「７９ | 附　則<br>１～２７　（略） |

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ０，０００円」とあるのは「７１１，０００円」と、第５条中「１００分の２０」とあるのは「１００分の８」と、それぞれ読み替える。<br>３２　令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの間に教育長である者の同期間に係る退職手当を計算する場合にあっては、別表中「７００，０００円」とあるのは「６６５，０００円」と、第５条中「１００分の１５」とあるのは「１００分の１０．５」と、それぞれ読み替える。 | |

# 令和６年度泉大津市一般会計補正予算

（補正第８号）

議案第４１号

# 令和６年度泉大津市一般会計補正予算

令和６年度泉大津市一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，７２９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４２，８２８，１２９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

令和７年３月２１日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

# 第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳　　入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 18 繰入金 | | 3,308,147 | 3,729 | 3,311,876 |
| | 2 基金繰入金 | 3,242,156 | 3,729 | 3,245,885 |
| 歳　入　合　計 | | 42,824,400 | 3,729 | 42,828,129 |

## 歳　　出

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 9　教育費 | | 7,765,651 | 3,729 | 7,769,380 |
| | 6　保健体育費 | 117,873 | 3,729 | 121,602 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 42,824,400 | 3,729 | 42,828,129 |

# 第２表 繰越明許費補正

追加

（単位:千円）

| 款 | 項 | 事　　業　　名 | 金　　額 |
|---|---|---|---|
| ９ 教育費 | ６ 保健体育費 | スポーツ施設管理運営事業 | 3,729 |

# 令和６年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

（補正第８号）

# 歳　入　歳　出　補　正　予　算

## 1　総　　括

### 歳　　入

| 款 | 補　正　前　の　額 |
|---|---|
| 18 繰入金 | ３，３０８，１４７ |
| 歳　入　合　計 | ４２，８２４，４００ |

# 事　項　別　明　細　書

（単位：千円）

| 補　正　額 | 計 |
|---|---|
| ３，７２９ | ３，３１１，８７６ |
| ３，７２９ | ４２，８２８，１２９ |

歳　　出

| 款 | 補正前の額 | 補 正 額 |
|---|---|---|
| 9 教育費 | 7,765,651 | 3,729 |
| 歳　　出　　合　　計 | 42,824,400 | 3,729 |

（単位：千円）

| 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 7,769,380 | | | | 3,729 |
| 42,828,129 | | | | 3,729 |

## 2　歳　　入

| 補　正　前 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|
| 千円<br>3,308,147 | 千円<br>3,729 | 千円<br>3,311,876 |

（款）18 繰入金

（項）2 基金繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|
| 1 財政調整基金繰入金 | 2,017,908 | 3,729 | 2,021,637 |
| 計 | 3,242,156 | 3,729 | 3,245,885 |

（単位：千円）

| 節 | | 説　　明 |
|---|---|---|
| 区　　分 | 金　　額 | |
| 1 財政調整基金繰入金 | 3,729 | 財政調整基金繰入金 |
| | | |

（款） 18 繰入金　　（項） 2 基金繰入金

## 3　歳　　出

| 補　正　前 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|
| 千円<br>7,765,651 | 千円<br>3,729 | 千円<br>7,769,380 |

（款）9 教育費

（項）6 保健体育費

| 目 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 | 本年度の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 3 スポーツ施設費 | 57,468 | 3,729 | 61,197 | | | | 3,729 |
| 計 | 117,873 | 3,729 | 121,602 | | | | 3,729 |

（単位：千円）

| 節 | | 説　　明 | |
|---|---|---|---|
| 区　　分 | 金　　額 | 事　業　別　区　分 | 内　　訳 |
| 14　工事請負費 | 3,729 | 1　スポーツ施設管理運営事業　3,729 | 14　工事請負費　3,729<br>補修工事費 |
| | | | |

（款）　9　教育費　　（項）　6　保健体育費